

官報

号外 昭和三十年七月八日

○第二十回衆議院會議録第三十九号

昭和三十年七月八日(金曜日)

議事日程 第三十八号

昭和三十年七月八日

午後一時開議

第一 恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(高橋等君外百十一名提出)

●本日の會議に付した案件

日程第一 恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(高橋等君外百十一名提出)

開拓資金融通特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)
労働者災害補償保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、税関支署の設置に關し承認を求めるの件

午後三時三十分開議

○議長(金谷秀次君) これより會議を開きます。

第一 恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(高橋等君外百十一名提出)

○議長(金谷秀次君) 日程第一、恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長長の報告を求めます。内閣委員理事高橋(一)君。

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。
附則第二十四條の次に次の二條を加える。

第二十四條の二 旧軍人、旧軍人又は旧軍人の恩給の基礎に職年を計算する場合においては、前条第一項の規定にかかわらず、同条同項第一号に掲げる實在職年以外の

旧軍人、旧軍人又は旧軍人としての引き続く一年以上七年未満の實在職年は、恩給の基礎に職年に算入するものとする。ただし、同条同項同号に掲げる實在職年以外

の旧軍人、旧軍人又は旧軍人としての引き続く一年以上七年未満の實在職年は、算入しなくても、旧軍人、旧軍人又は旧軍人の普通恩給を受ける権利を取得する者については、この限りでない。

2 前項本文の規定の適用がある場合において、恩給の基礎に職年数が旧軍人、旧軍人又は旧軍人の普通恩給についての所要最短在職年数をこえることとなるときは、当該所要最短在職年数をこえる年数は、恩給の基礎に職年に算入しないものとする。

(旧勅令第六十八号第八條第一項の規定に該當して拘禁された者の在職年の計算についての特例)
第二十四條の三 旧恩給法の特例に關する件に關する法律によ

る改正前の旧勅令第六十八号第八條第一項(以下「改正前の旧勅令第六十八号第一項」という。)を「改正前の旧勅令第六十八号第八條第一項(以下「改正前の旧勅令第六十八号第一項」という。))に改める。

附則第二十九條の次に次の一條を加える。
附則第三十五條の二の次に次の一條を加える。

令第六十八号第八條第一項(以下「改正前の旧勅令第六十八号第八條第一項」という。))の規定に該當して拘禁された者(在職中の職務に關連して拘禁された者をいう。)(公務員に準ずる者を含む。以下本条において同じ。))としての在職年の計算については、拘禁前の公務員としての在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達している者の場合を除き、当該公務員としての在職年数に、拘禁された日の属する月(その日の属する月において公務員として在職していた場合においては、その月の翌月)から当該拘禁が解かれた日の属する月(その日の属する月において公務員として在職していた場合においては、その月の前月)までの年月数を加えたものとする。ただし、普通恩給についての最短恩給年限をこえることとなる場合においては、当該最短恩給年限をこえる年月数については、この限りでない。

附則第二十六條中「又は第二十九條を、第二十九條又は第二十九條の二」に改める。

附則第二十九條第一項中「旧恩給法の特例に關する件に關する法律による改正前の旧勅令第六十八号第八條第一項(以下本条において「改正前の旧勅令第六十八号第八條第一項」という。))を「改正前の旧勅令第六十八号第八條第一項(以下「改正前の旧勅令第六十八号第八條第一項」という。))に改める。」を「改正前の旧勅令第六十八号第八條第一項(以下「改正前の旧勅令第六十八号第八條第一項」という。))に改める。」に改める。

附則第三十五條の二の次に次の一條を加える。
附則第三十五條の二の次に次の一條を加える。

附則第三十五條の二の次に次の一條を加える。
附則第三十五條の二の次に次の一條を加える。

附則第三十五條の二の次に次の一條を加える。
附則第三十五條の二の次に次の一條を加える。

附則第三十五條の二の次に次の一條を加える。
附則第三十五條の二の次に次の一條を加える。

附則第三十五條の二の次に次の一條を加える。
附則第三十五條の二の次に次の一條を加える。

昭和三十年七月八日 衆議院會議第三十九号 恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

(戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金を受ける者がある場合の扶助料給付の特例)

第三十五条の三 公務員(公務員に準ずる者を含む。以下本条において同じ)の死亡につき戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第 号)附則第十項の規定により弔慰金を受ける者がある場合において、当該公務員が普通恩給について、

ての最短期間年限に達しているときは、昭和二十八年四月分以降その公務員の遺族が受ける扶助料の年額を恩給法第七十五条第一項第二号に規定する場合の扶助料の年額に相当する年額に改定するものとし、当該公務員が普通恩給についての最短期間年限に達していないときは、当該公務員が普通恩給についての最短期間年限に達して

いるものとみなし、その公務員の遺族に対し、昭和二十八年四月から恩給法第七十五条第一項第二号に規定する場合の扶助料の年額に相当する金額の扶助料を給するものとする。
2 附則第二十三条第四項の規定は、前項の場合に準用する。
附則別表第一を次のように改める。

附則別表第一		階級	仮定俸給年額
大	将	大	三三〇〇〇
中	将	中	三〇〇〇〇
少	将	少	二五〇〇〇
大	佐	大	二二〇〇〇
中	佐	中	二〇〇〇〇
少	佐	少	一八〇〇〇
大	尉	大	一六〇〇〇

中尉	二〇〇〇〇
少尉	一八〇〇〇
准士官	二二〇〇〇
曹長又は上等兵曹	二六〇〇〇
軍曹又は一等兵曹	二八〇〇〇
伍長又は二等兵曹	三〇〇〇〇
兵	三二〇〇〇

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第二中

六〇、六〇〇円をこえ七三、二二〇〇円以下のもの
七九、八〇〇円をこえ九七、八〇〇円以下のもの
七九、八〇〇円のもの
に改める。

附則別表第三(イ)中

二四四、八〇〇円ヲ超ユルモノ
一四六、四〇〇円ヲ超ユルモノ
四四、八〇〇円以下ノモノ
八七、六〇〇円ヲ超ユルモノ
六、四〇〇円以下ノモノ
七三、二〇〇円ヲ超ユルモノ
六〇、六〇〇円ヲ超ユルモノ
二〇〇円以下ノモノ
六〇、六〇〇円ノモノ

三六七、二〇〇円ヲ超ユルモノ
二二、三六〇円ヲ超ユルモノ
七三、二〇〇円以下ノモノ
一八、二〇〇円ヲ超ユルモノ
三、六〇〇円以下ノモノ
九七、八〇〇円ヲ超ユルモノ
二〇〇円以下ノモノ
七九、八〇〇円ヲ超ユルモノ
〇〇円以下ノモノ
七九、八〇〇円ノモノ

同表(ロ)中

八七、六〇〇円ヲ超ユルモノ
七三、二〇〇円ヲ超ユルモノ
四四、八〇〇円以下ノモノ
六〇、六〇〇円ヲ超ユルモノ
二〇〇円以下ノモノ
六〇、六〇〇円ノモノ

一一八、二〇〇円ヲ超ユルモノ
七九、八〇〇円ヲ超ユルモノ
四四、八〇〇円以下ノモノ
七九、八〇〇円ヲ超ユルモノ
〇〇円以下ノモノ
七九、八〇〇円ノモノ

同表(ハ)中

二九二、八〇〇円以上ノモノ
一五四、四〇〇円ヲ超ユルモノ
二、八〇〇円未満ノモノ
二九二、八〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額九六〇〇円
一七四、〇〇〇円ヲ超ユルモノ
四、四〇〇円以下ノモノ
一六八、〇〇〇円ヲ超ユルモノ
四、〇〇〇円以下ノモノ
一八〇、〇〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額六〇〇〇円
八七、六〇〇円ヲ超ユルモノ
〇〇円以下ノモノ
八五、二〇〇円ヲ超ユルモノ
〇〇円以下ノモノ
七三、二〇〇円ヲ超ユルモノ
〇〇円以下ノモノ
八七、六〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額二、四〇〇〇円
七〇、八〇〇円ヲ超ユルモノ
〇〇円以下ノモノ
六八、四〇〇円ヲ超ユルモノ
〇〇円以下ノモノ
六六、〇〇〇円ヲ超ユルモノ
〇〇円以下ノモノ

四三〇、八〇〇円以上ノモノ
三六七、二〇〇円ヲ超ユルモノ
〇、八〇〇円未満ノモノ
四三〇、八〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額一五、六〇〇円
二五九、二〇〇円ヲ超ユルモノ
七二〇円以下ノモノ
二四九、六〇〇円ヲ超ユルモノ
九二〇円以下ノモノ
二六八、八〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額九六〇〇円
二八二、〇〇〇円ヲ超ユルモノ
九六〇円以下ノモノ
一一四、六〇〇円ヲ超ユルモノ
八二〇円以下ノモノ
九七、八〇〇円ヲ超ユルモノ
六〇〇円以下ノモノ
一一八、二〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額三、〇〇〇円
九四、八〇〇円ヲ超ユルモノ
〇〇円以下ノモノ
九一、八〇〇円ヲ超ユルモノ
〇〇円以下ノモノ
八八、八〇〇円ヲ超ユルモノ
〇〇円以下ノモノ

に改める。

昭和三十年七月八日 衆議院會議第三十九号 恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

附 則
(施行期日)
1 この法律は、昭和三十年十月一日から施行する。ただし、附則第十三項及び第十四項の規定は、公布の日から施行し、附則第十一項及び第十二項の規定は、昭和二十九年七月一日から適用する。
(改正後の附則第三十五条の二第一項の規定の適用)
2 改正後の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)以下「法律第五十五号」といふ。附則第三十五条の二第一項の規定のうちこの法律により改正された部分は、昭和十六年十二月八日以後発効し、又は疾病にかかり、死亡した者の遺族について、適用する。
(改正後の規定による年金たる恩給の給付)

3 改正後の法律第五十五号附則第二十四条の二、第二十四条の三又は第二十九条の二の規定により年金たる恩給を受ける権利を取得した者の当該恩給及び改正後の同法附則第十條第一項第二号イに掲げる者で改正後の同法附則第三十五条の二第一項の規定により改正後の同法附則第十條第一項第二号ロに掲げる者に該当するものとみなされるものに給する扶助料の給付は、昭和三十年十月から始めるものとする。
(一時恩給又は一時扶助料を受ける者が普通恩給又は扶助料を受ける場合の控除)
4 改正前の法律第五十五号附則の規定により一時恩給又は一時扶助料を受けた者が改正後の同法附則第二十四条の二又は第二十四条の三の規定により普通恩給又は扶助料を受ける場合の控除)

5 改正前の法律第五十五号附則の規定により一時恩給又は一時扶助料を受けた者が改正後の同法附則第二十四条の三の規定により一時恩給又は一時扶助料を給せられることとなる場合においては、同扶助料を給せられることとなる場合及び改正後の同法附則第二十九条の二又は第三十五条の三の規定により普通恩給又は扶助料を給せられることとなる場合においては、当該普通恩給又は扶助料の年額は、当該一時恩給又は一時扶助料の金額の十五分の一に相当する金額を控除した金額とする。ただし、当該一時恩給又は一時扶助料を国庫又は都道府県に返還した場合は、この限りでない。
(一時恩給又は一時扶助料を受ける者が一時恩給又は一時扶助料を受ける場合の控除)
6 改正前の法律第五十五号附則の規定により一時恩給又は一時扶助料を受けた者が改正後の同法附則第二十四条の三の規定により一時恩給又は一時扶助料を給せられることとなる場合においては、同扶助料を給せられることとなる場合及び改正後の同法附則第二十九条の二又は第三十五条の三の規定により普通恩給又は扶助料を給せられることとなる場合においては、当該普通恩給又は扶助料の年額は、当該一時恩給又は一時扶助料の金額の十五分の一に相当する金額を控除した金額とする。ただし、当該一時恩給又は一時扶助料を国庫又は都道府県に返還した場合は、この限りでない。
(一時恩給又は一時扶助料を受ける者が一時恩給又は一時扶助料を受ける場合の控除)
7 旧軍人若しくは旧軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料の昭和三十一年六月分までの年額及び同年六月三十日までに給する事由の生じた一時恩給又は一時扶助料の金額を計算する場合においては、改正前の法律第五十五号附則第一の仮定年額に、改正後の同法の仮定年額と改正前の同法の仮定年額との差額の十分の五に相当する金額を加えた金額をもつて旧軍人又は旧軍人の遺族に給する当該扶助料の年額は、昭和二十八年四月分から昭和三十年九月分までは、改正前の法律第五十五号附則第一の仮定年額を基礎として計算して得た年額とする。
(旧軍人若しくは旧軍人又はこれらの者の遺族の恩給の金額の特例)

余の規定により給すべき一時恩給又は一時扶助料の金額は、その金額からすでに受けた当該一時恩給又は一時扶助料の金額を控除したものとす。
(戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金を受ける者がある場合の扶助料の年額)
6 改正後の法律第五十五号附則第三十五条の三の規定により扶助料の年額を改定し、又は扶助料を給する場合において、旧軍人又は旧軍人の遺族に給する当該扶助料の年額は、昭和二十八年四月分から昭和三十年九月分までは、改正前の法律第五十五号附則第一の仮定年額を基礎として計算して得た年額とする。
(旧軍人若しくは旧軍人又はこれらの者の遺族の恩給の金額の特例)

7 旧軍人若しくは旧軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料の昭和三十一年六月分までの年額及び同年六月三十日までに給する事由の生じた一時恩給又は一時扶助料の金額を計算する場合においては、改正前の法律第五十五号附則第一の仮定年額に、改正後の同法の仮定年額と改正前の同法の仮定年額との差額の十分の五に相当する金額を加えた金額をもつて旧軍人又は旧軍人の遺族に給する当該扶助料の年額は、昭和二十八年四月分から昭和三十年九月分までは、改正前の法律第五十五号附則第一の仮定年額を基礎として計算して得た年額とする。
(旧軍人若しくは旧軍人又はこれらの者の遺族の恩給の金額の特例)

附則別表第四を次のように改める。

第七項 症	退職当時の 俸給年額	
	傷病の 程度	退職当時の 俸給年額
第一	一	三、八二一、八〇〇円をこえるもの
	二	三、八二一、八〇〇円をこえるもの
第二	一	三、八二一、八〇〇円をこえるもの
	二	三、八二一、八〇〇円をこえるもの
第三	一	三、八二一、八〇〇円をこえるもの
	二	三、八二一、八〇〇円をこえるもの
第四	一	三、八二一、八〇〇円をこえるもの
	二	三、八二一、八〇〇円をこえるもの

六〇、六〇〇円ヲ超エ六六、〇〇〇円以下ノモノ
六八、四〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額一、八〇〇円
六〇、六〇〇円ノモノ

七九、八〇〇円ヲ超エ八八、八〇〇円以下ノモノ
九一、八〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額三、〇〇〇円
七九、八〇〇円ノモノ

附則別表第五を次のように改める。

第四款 症	退職当時の 俸給年額	
	傷病の 程度	退職当時の 俸給年額
第一	一	一、八二一、〇〇〇円をこえるもの
	二	一、八二一、〇〇〇円をこえるもの
第二	一	一、八二一、〇〇〇円をこえるもの
	二	一、八二一、〇〇〇円をこえるもの
第三	一	一、八二一、〇〇〇円をこえるもの
	二	一、八二一、〇〇〇円をこえるもの
第四	一	一、八二一、〇〇〇円をこえるもの
	二	一、八二一、〇〇〇円をこえるもの

昭和三十年七月八日 衆議院會議録第三十九号 恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

はこれらの者の遺族の恩給の金額

8 この法律の施行前に給付事由の生じた旧軍人又はその遺族の一時恩給又は一時扶助料の金額については、なお従前の例による。

9 この法律の施行前に給付事由の生じた旧軍人若しくは旧軍人又はこれらの者の遺族の普通恩給又は扶助料については、その年額を、昭和三十年十月分からは昭和三十一年六月分までは附則第七項の規定により計算して得た年額に、昭和三十一年七月分からは改正後の法律第五十五号附則別表第一の仮定係給年額を基礎として計算して得た年額に、それぞれ改定する。

10 前項の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

11 次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に掲げる場合に該当したときは、これらの者が警察法(昭和二十九年法律第六十二号。以下「新法」という。)の施行の日から起算して政令で定める期間内に退職した場合に限り、恩給法(大正十二年法律第四十八号)第五十二条第一項の規定の適用については、これらの者は、同法第十九条に規定する公務員(以下「公務員」という。)として退職し、その退職

の当日他の公務員に就職したものとみなす。

一 新法の施行の際改正前の警察法(昭和二十二年法律第九十六号。以下「旧法」という。)附則第七條(旧法第五十三条において特別区の存する区域における自治体警察の職員に準用する場合を含む。以下同じ。)の規定の適用を受けていた者 引き続き公務員たる警察職員又は新法第七十七條第一項各号に掲げる地方警察職員となつた場合

二 新法の施行の際旧法附則第七條の規定の適用を受けていた者 引き続き新法附則第二十八項に規定する市警察の新法第七十七條第一項各号に掲げる職員となり、更に当該市警察が廃止される際引き続き公務員たる警察職員又は当該市を包括する府県の府県警察の新法第七十七條第一項各号に掲げる地方警察職員となつた場合

三 新法第七十七條第一項各号に掲げる地方警察職員 引き続き公務員たる警察職員となつた場合
12 旧法の施行の際警視庁又は道府県警察部に勤務する吏員で都道府県の退職料に関する条例の規定の適用を受けるものが、引き続き自治体警察の新法附則第二十四項各

号に掲げる職員となり、その際その条例の規定による退職給付を受けず、更に引き続き公務員たる警察職員又は新法第七十七條第一項各号に掲げる地方警察職員となつた場合においては、新法附則第二十四項の規定の適用については、同項中「その者が自治体警察の職員として引き続き在職した期間」とあるのは、「その者が警視庁又は道府県警察部に勤務する吏員として引き続き在職した期間及び自治体警察の職員として引き続き在職した期間」と読み替へるものとす。

(定員法の改正)

13 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表の総理府の項中、「一、七四七人」を「一、七六七人」に、「一九、二二一人」を「一九、三三一人」に、同表の合計の項中「六三六、三三一人」を「六三六、三五一一人」に改める。

14 行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「千七百五十一人」を「千七百七十一人」に改める。
〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔高橋順一君登壇〕

○高橋順一君 たいま議題となりました恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を簡単に御報告申し上げます。

本案は、その裏づけとなる予算的措置を遂げ、民主、自由両派の共同提出にかかるとのことであります。御承知の通りであります。改正の眼目は、旧軍人関係の恩給と一般公務員の恩給との間における不均衡を是正しようとするものであります。

本案において改正しようとするおもなる点について申し上げますと、第一は、旧軍人の仮定係給年額を一般公務員並みに一万二千円ベースに引き上げるとともに、号俸の引き上げを行なつたことであり、しこうして、その号俸の引き上げに当つては、上に導く下に厚くする趣旨を加味しまして、将官については二号俸、佐官以下については三号俸ないし四号俸を引き上げることとしたのであります。この措置は本年十月分から実施するのであります。

本年十月分から実施するのであります。が、国家財政に及ぼす影響を緩和するため、その完全支給は明年七月から行うこととし、それまではその半額を支給することとしたのであります。

第二は、新たに一年以上七年未満の在職年を恩給の基礎に算入して合算することとしたことであり、これは、旧軍人、旧軍人または

四九六

旧軍人としての引き続き一年以上七年未満の在職年を合算すれば普通恩給についての所要最短在職年数に達する場合であり、現行法では年金たる恩給を給せられない事実にかんがみまして、これらの人々に支給の道を開こうとするものであります。しかし、国家財政の現状にかんがみまして、現行法によつても普通恩給を受ける権利を取得できる人々及びその遺族につきましてはこの合算措置をしないこととし、また、この措置により恩給の基礎在職年が所要最短在職年数を超えることとなる場合には、これを最短在職年数で押えることとし、この措置によりまして新たに普通恩給または扶助料を給せられることとなる人々が、すでに一時恩給または一時扶助料を給せられていた場合におきましては、その金額について調節することとしたのであります。

第三は、いわゆる戦犯の拘禁中の期間を在職年に合算することとしたことであり、すなわち、公務員が在職中の職務に關連しまして連合國最高司令官によつて拘禁された場合には、未帰還公務員に対する処遇との均衡上、拘禁前の公務員としての在職年が普通恩給についての所要最短在職年限に達していない者について、その年限に達するまでを限度といたしまして、その拘禁中の期間を恩給の基礎に算入することとしたのであります。

た、公務員が拘禁されている間に自己の責めに帰することができない事由によつて負傷または疾病にかつた場合、裁定庁がこれを公務傷病と同視することを相当と認めましたときは、これを公務傷病とみなして、その者またはその遺族に対し相当の恩給を給することとしたしております。

第四は、戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正に対応するものであります。その一は、いわゆる公務死の範囲の拡張に伴い、すなわち、戦地において負傷または疾病にかかり、それが原因となつて死亡した者で、援護審査会の議決によつて公務死亡とみなされた者については、同法の改正により、その遺族に対して遺族年金または弔慰金が給せられることとなることに対応しまして、恩給法におきましても、これらの遺族に対して公務扶助料を給することとしたものであります。その二は、旧軍人、旧軍人または旧軍属が、今次の終戦に関連する非常事態に當つて、いわゆる責任自殺をした場合、その死亡が援護審査会において公務死と同視すべきものと議決した場合に、これらの遺族に対し遺族年金及び弔慰金が給せられることとなることに対応しまして、これらの遺族に対して、昭和二十八年四月分から、公務扶助料の年額に相当する金額の扶助料を給することとしたものであります。

第五は、警察制度の改正に伴ひまして、恩給法の規定の準用を受けている者が退職した場合に、一定の条件のもとに、本人の選択によつて有利な恩給を給し、また、自治体警察設置前警察等に勤務した吏員としての在職期間を、一定の条件のもとに、公務員としての在職年に計算することとするなど、警察職員に関する恩給の特例を認め、これを昭和二十九年七月一日から適用することとしたものであります。

以上のほか、恩給局に旧軍人恩給の事務処理要員として二十名を増員することに伴ひまして、行政機関職員定員法に所要の改正を行うこととしたしております。

以上は本案の要旨であります。これが施行に要する経費は、昭和三十一年度において二十四億六千万円、三十二年度において約百二十億円、三十三年度以降平年度において約百六十億円となつております。

平な取扱ひをすることが先決ではないか、恩給の理念をもつてするならば、強制されて応召した兵の仮定俸給年額は応召当時における収入を基準として定めるべきではないか、今回の改正による月額わずか六千六百五十円は、現在の経済実情に即した合理的なものと認められた結果か、未帰還公務員のうち若年停止によつて恩給を支給せられない者に對しては留守家族手当を支給すべきではないか、恩給費が増大するたため恩給亡國となるおそれはないか、明年度以降の予算に多額の負担を伴うこのような法案を要するものと思ふか、旧軍人または旧軍属としてわが國に尽した台湾人、朝鮮人等の外国人及びその遺族に対していかなる処置を考へているか、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた一般公務員の恩給は、この法律によつて旧軍人に比較しても均衡を失ふることとなるが、この不均衡を是正する用意があるか等でありまして、その答弁その他質疑の詳細については、會議録によつて御承知を願ひます。

恩給または傷病年金を受ける権利を失つた者については、終戦時の混乱事情にかんがみ、その時効は完成しなかつたものとして取り扱ふこと、三、在職年の計算については、一カ月以上の実在職年をも算入すること、四、未帰還公務員については、その特殊性にかんがみ、若年停止の規定の適用を排除するとともに、その遺族に給する公務扶助料は、公務員が死亡した日の属する月の翌月から支給すること等でありました。

この修正案について質疑を行なつた後、修正案と原案とを一括して討論に入りましたところ、長谷川委員は、日本社会党を代表して、旧軍人恩給の復活については、根本的に疑義があるばかりでなく、實際上も問題がある、恩給の理念をもつてするならば、旧憲法下の徴兵制度によつて応召した兵のほとんど全部は職業軍人ではないから、兵の仮定俸給年額一カ月当り六千六百五十円は不合理であり、当然応召したときの収入を基礎として定められなければならない、一方、国民年金制度は近き将来において実施されるべきものであるが、それが実施される場合において妨けとなるべきものを除去する用意が肝要であつて、修正案は国民年金制度が実施されるまでの過渡的なやむを得ない措置であるとして、修正案に賛成、原案に反対の意見を述べられたのであります。また、長崎、田中の同委員は、日本民主党、自由党をそれぞれ代表して、いずれも原案に賛成、修正案に反対の意見を述べられたのであります。

採決の結果、修正案は否決、原案は多数をもつて可決されたのであります。

次に、各派共同提案によりまして、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた公務員の恩給は、それ以後のものと比較して低きに失するに、政府は、迅速にこれを検討するとともに、その具体的措置を講ずべきことを要する旨の附帯決議が全会一致をもつて可決されたのであります。

なお、本案審議の過程におきまして、予備付託となつておりました参議院議員山下義信君外三名の提出にかかる恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について、提案理由の説明を聴取して質疑を行い、また、海外同胞引揚及び遺族援護に関する調査特別委員会より、未帰還公務員については、その特殊性にかんがみ、若年停止の規定の適用を排除することにも、その遺族に対する公務扶助料は公務員の死亡の翌月から支給することとする旨の修正申し入れがあつたのであります。これらの詳細につきましては、會議録によつて御承知をお願い申し上げます。

七月四日左派社会党より修正案が提出されましたが、六日撤回され、七日あらためて阿派社会党の共同修正案が提出されたのであります。その修正の要旨は、一、旧軍人の仮定俸給年額につきましては、下に厚くする趣旨をもつて、准士官以下を一律に九万七千八百円とすること、二、時効により増加

七月四日左派社会党より修正案が提出されましたが、六日撤回され、七日あらためて阿派社会党の共同修正案が提出されたのであります。その修正の要旨は、一、旧軍人の仮定俸給年額につきましては、下に厚くする趣旨をもつて、准士官以下を一律に九万七千八百円とすること、二、時効により増加

七月四日左派社会党より修正案が提出されましたが、六日撤回され、七日あらためて阿派社会党の共同修正案が提出されたのであります。その修正の要旨は、一、旧軍人の仮定俸給年額につきましては、下に厚くする趣旨をもつて、准士官以下を一律に九万七千八百円とすること、二、時効により増加

昭和三十年七月八日 衆議院會議録第三十九号 恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(金谷秀次書) 本案に対しては、長谷川保君外九名から成規により修正案が提出されております。この際修正案の趣旨を明瞭に許します。長谷川保君。

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

附則第十六条第二項中「退職当時の俸給年額及び」を削る。

附則第二十四条の二第一項の改正

「七年未満の未済の退職金は、」を「七年未満の未済の退職金は、」に改める。

附則第二十九条の二の改正規定の次に次のように加える。

附則第三十条中第五項を第七項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

前項の規定により普通恩給を給せらるる者の普通恩給については、恩給法第五十八条ノ三第一項の規定は、適用しない。

四九八

6 前項但書の規定により遺族に給する恩給については、同項但書の規定にかかわらず、その遺族の請求により、未帰還公務員の死亡した日の属する月の翌月から給することができる。この場合において、第三項の規定により給せられた当該未帰還公務員の死亡した日の属する月の翌月以降の普通恩給の金額は、当該遺族に給する恩給の金額から控除する。

附則別表第一の改正に関する部分を次のように改める。

附則別表第一中

准士官	八七、六〇〇
曹長又は上等兵曹	七三、二〇〇
軍曹又は二等兵曹	七〇、八〇〇
伍長又は二等兵曹	六八、四〇〇
兵	六〇、六〇〇

准士官	九七、八〇〇
曹長又は上等兵曹	九七、八〇〇
軍曹又は二等兵曹	九七、八〇〇
伍長又は二等兵曹	九七、八〇〇
兵	九七、八〇〇

に改

める。

附則別表第二の改正に関する部分を次のように改める。

附則別表第二を次のように改める。

附則別表第二

傷病の程度	金	額
第一 目 症	二六、八〇〇円	
第二 目 症	一七、九〇〇円	

附則別表第三の改正に関する部分を次のように改める。

八七、六〇〇円ヲ超エ一四六、四〇〇円以下ノモノ	八七、六〇〇円ヲ超エ一四六、四〇〇円以下ノモノ
七三、二〇〇円ヲ超エ八七、六〇〇円以下ノモノ	七三、二〇〇円ヲ超エ八七、六〇〇円以下ノモノ
六〇、六〇〇円ヲ超エ七三、二〇〇円以下ノモノ	六〇、六〇〇円ヲ超エ七三、二〇〇円以下ノモノ
六〇、六〇〇円以下ノモノ	六〇、六〇〇円以下ノモノ

附則別表第三(イ)中

を

九七、八〇〇円ヲ超エ一四六、四〇〇円以下ノモノ	九七、八〇〇円ヲ超エ一四六、四〇〇円以下ノモノ
六四、四〇〇円以下ノモノ	六四、四〇〇円以下ノモノ
九七、八〇〇円ノモノ	九七、八〇〇円ノモノ

に

同表(イ)中

八七、六〇〇円ヲ超ユルモノ	八七、六〇〇円ヲ超ユルモノ
七三、二〇〇円ヲ超エ八七、六〇〇円以下ノモノ	七三、二〇〇円ヲ超エ八七、六〇〇円以下ノモノ
六〇、六〇〇円ヲ超エ七三、二〇〇円以下ノモノ	六〇、六〇〇円ヲ超エ七三、二〇〇円以下ノモノ
六〇、六〇〇円以下ノモノ	六〇、六〇〇円以下ノモノ

を

九七、八〇〇円ヲ超ユルモノ	九七、八〇〇円ヲ超ユルモノ
九七、八〇〇円ノモノ	九七、八〇〇円ノモノ

に

同表(ハ)中

八七、六〇〇円ヲ超エ一六八、〇〇〇円以下ノモノ	八七、六〇〇円ヲ超エ一六八、〇〇〇円以下ノモノ
八五、二〇〇円ヲ超エ八七、六〇〇円以下ノモノ	八五、二〇〇円ヲ超エ八七、六〇〇円以下ノモノ
七三、二〇〇円ヲ超エ八五、二〇〇円以下ノモノ	七三、二〇〇円ヲ超エ八五、二〇〇円以下ノモノ
八七、六〇〇円ヲ超エ九七、八〇〇円以下ノモノ	八七、六〇〇円ヲ超エ九七、八〇〇円以下ノモノ
給年額トシテ一四〇〇円	給年額トシテ一四〇〇円
七〇、八〇〇円ヲ超エ七三、二〇〇円以下ノモノ	七〇、八〇〇円ヲ超エ七三、二〇〇円以下ノモノ
六八、四〇〇円ヲ超エ七〇、八〇〇円以下ノモノ	六八、四〇〇円ヲ超エ七〇、八〇〇円以下ノモノ
六六、〇〇〇円ヲ超エ六八、四〇〇円以下ノモノ	六六、〇〇〇円ヲ超エ六八、四〇〇円以下ノモノ
六〇、六〇〇円ヲ超エ六六、〇〇〇円以下ノモノ	六〇、六〇〇円ヲ超エ六六、〇〇〇円以下ノモノ
六八、四〇〇円ヲ超エ六八、四〇〇円以下ノモノ	六八、四〇〇円ヲ超エ六八、四〇〇円以下ノモノ
給年額トシテ一八〇〇円	給年額トシテ一八〇〇円
六〇、六〇〇円ノモノ	六〇、六〇〇円ノモノ

を

九七、八〇〇円ヲ超エ一六八、〇〇〇円以下ノモノ	九七、八〇〇円ヲ超エ一六八、〇〇〇円以下ノモノ
九七、八〇〇円ノモノ	九七、八〇〇円ノモノ

に改め

四九九

昭和三十年七月八日 衆議院會議録第三十九号 恩給法の一部を改正する法律案

17 前項の場合において、当該恩給を受ける権利の確定については、裁定府は、政令で定めるところにより、恩給審査会の議を経なければならぬ。

18 附則第十六項の規定の適用により恩給を給せられることとなる場合における当該恩給の給付は、昭和三十年十月から始めるものとす。

19 改正後の法律第五十五号附則第五項の規定は、附則第十六項の規定の適用により第七項に係る増加恩給又は傷病年金を給せられることとなる場合に準用する。

20 附則第十六項の規定の適用により恩給を給せられることとなる者の当該恩給の年額を計算する場合におけるその計算の基礎となるべき俸給年額は、当該増加恩給又は傷病年金を給されていたものとし、たならばこの法律の施行の際受けるべきであつた当該増加恩給又は傷病年金の年額の計算の基礎となるべき俸給年額とし（旧軍人又は旧軍人にあつては、昭和三十一年六月分までの当該恩給の年額については附則第九項に定める仮定俸給年額による俸給年額とし、同年七月分からの当該恩給の年額に

ついては改正後の法律第五十五号附則別表第一に定める仮定俸給年額による俸給年額とする）、その者の傷病の程度は、その給付事由の生じた時の傷病の程度による。

21 附則第十六項の規定の適用により恩給を給せられることとなる場合における旧軍人又は旧軍人軍人の当該恩給の昭和三十一年六月分までの年額については、附則第十二項の規定を適用する。

〔長谷川保君登壇〕

○長谷川保君 私は、ただいま上程せられました、高橋等君外百十一名提出、すなわち民自同盟御提出の恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対し、修正案を提出し、両派社会党を代表してその趣旨、説明をなさんとするものであります。

本修正案は、本来、さきに政府が提出し撤回されましたいわゆる旧軍人恩給改正法案に対し日本社会党が対決する改正法案として用意したものであります。民自同盟の改正案と公務死の範囲の拡大等多くの点において同一の改正部分を持つておりましたために、一事不再議の原則により廃案となるおそれがありました。やむなく民自案と異なる点を修正案として提出し、御審議を願う次第であります。本案の修正部分は十数カ所あるのですが、おもな点は次の五点であります。

あります。他は、これがための条文あるいは表の整理のためのものであります。

修正の第一点は、仮定俸給並びに恩給の金額に関するもので、理論的にも実際のにも最も重要な点であり、民自案とのイデオロギーの対決とも言うべきものであります。民自案が、文官恩給との均衡をはかるとの美名のもとに、帝國憲法の旧軍人とその階級を温存し、再軍備に備えつつ軍人恩給の増額をはからんとするに對し、両派社会

党の本修正案は、日本国憲法下、国民的公平の原則に立ち、国民年金制度実施の促進をはかりつつ、その過渡的方法として、戦争犠牲の最もはなはだしかった、主として応召軍人である下級軍人の御遺族や御遺者に対し集中的に恩給の増額を行い、国家補償の責めを果しつつ、その生活を守らんとするものであります。（拍手）従つて、本来ならば、軍人のみならず、満洲少年義勇軍、開拓団、徴用工、徴用給員、学徒等、およそ国家の名において動員せられ戦争の犠牲となられた全国民に對し無差別平等に国家補償を行うのが党年

来の主張であり、戦争犠牲者補償法を制定すべきであります。が、残念なことに、一昨年旧軍人恩給が復活して以来、法制局の見解はこれを既得権と見ておき下げて平等の年金を支給することが困難な事情にありますので、今回

は、一応軍人恩給を改正し、大尉以上大將までのものについては現行通りとし、民自改正案によるこの分の増額予算分はあけて准士官以下兵に至る下級軍人の恩給の増額に充て、（拍手）これら下士官、兵の各種恩給を、ほぼ下級將校並みの一律平等のものとしたしたのであります。

恩給制度の中心は、申すまでもなく、恩給金額にあります。御承知のように、この恩給金額を計算する基礎は、現行軍人恩給においては、退職時の俸給を基礎として作成した仮定俸給表にあります。これによりすると、高級將校等いわゆる職業軍人は、その職業相当の俸給が基礎として計算されておりますが、下士官、兵等においては、旧帝國憲法の徴兵制度により徴兵召集されたとき支給された、あの「ほまれ」というタバコや、ちり紙や、酒保で安酒や汁粉をどうやうかがない得た、あのお小づかい程度の給付を基礎として計算されたものが仮定俸給となつておるのであります。この仮定俸給を基礎として各種恩給補助料が計算されておるのでありますから、新憲法下、軍人も階級もないのに、恩給に驚くべき階級差が出てくるのであります。この軍人恩給こそは、新憲法下の七不思議、旧帝國憲法のお化けが出てきたものと言わざるを得ないのであります。（拍手）

かような次第でありますから、民自改正案においては、文官恩給と均衡をとるために將官で二号俸、兵で四号俸引き上げるのだと、もつともらしい増額理由は、全くナンセンスと言わねばなりません。（拍手）さればこそ、今回提案されました民自改正案を見ますと、現行法における階級差をさらに

はなはだしく拡大し、たとえば、従来大將の仮定俸給四十九万四千四百円だったものを、驚くなかれ、一挙に七十二万六千円に大増額したのに、兵においては、従来年額六万六千六百円でありましたが、これをわずかに七万九千八百円に上げていくにすぎないのであります。すなわち、従来大將と兵との差は四十三万三千八百円でありましたが、これを一挙に拡大して六十四万六千二百円の差をつけようというのであります。戦争に負けてしまった今日、大將も兵もありませんか。このような不条理きわまることのために百七十億円の税金をよけいに使ふことを、国民諸君は果してよしとするのでありましょうか。

（拍手）骨を凍る北満の荒野に、炎熱身を焼くボルネオ、ビルマにしかばねをさらし、ニューギニアのジャングルに毒虫にかまれつつ飢え死に、ガダルカナルに海にもくずと消え去りました、あの下士官、兵の諸君、その御遺族等は、かくも酷薄無情なる処置に、とういへ承服することはできないと思

います。（拍手）

元来、恩給の理論は、公務員が公務に服したために失った経済取得能力の減損を国の経済をもって補填するにあり。職業軍人の経済取得能力は、退職時の俸給であるいははかることができません。しかしながら、応召下士官、兵の経済取得能力は、「はまれ」一つすらうに買得なかつた、あのお小づかいでははかることはできません。してその経済取得能力をはからんとするならば、赤紙を受け取ると同時に、その愛する妻子とともに家郷に残していったその職業の収入額で律すべきが当然であります。二号俸も三号俸もありません。そんなことはでためてあります。

以上の理由をもつて、阿派社会党の修正案は、本来の恩給という立場よりも、むしろ、恩給制度全体の再検討を考へつつ、国民年金制度への過渡的便法として軍人恩給を取り扱わんとしているものであります。従つて、准士官以下兵までの仮定俸給を、一律現行法の少尉とは同額にまで引き上げて九万七千八百円とし、いわば全応召兵を將校待遇として、この結果、公務扶助料におきましては、倍率の関係上、准士官以下兵まで一律に現行法の大尉よりやや下、中尉よりやや上の扶助料、すなわち四万四千二百四十円とし、少尉もやや引き上げることにいたしました。普通恩給においては、准士官以下兵まで一律現行法のは少尉と同額ま

で、すなわち三万二千六百円まで増額することとし、増加恩給その他の恩給もほぼ同様の引き上げ措置をいたしたのであります。

恩給法の改正について、ぜひとも考えねばならぬことは、将来における財政負担の膨張とともに近い将来わが国においても必ず実施せられるべき国民年金制度との関連であります。世界で国民年金制度と恩給制度とをあわせ行なつては国民年金額をこえる分だけを支払うのを例としております。わが国で国民年金制度を実施するにすれば、老齢年金にしても、母子年金にしても、月額三千円、年額三万六千円以下では考えられませんが、民自改正案では、下士官、兵では全然恩給は支給せられないこととなり、職業軍人たる高級將校のみが恩給を支給されることとなります。申すまでもなく、恩給は税金で支払われるのでありますから、結局、戦争犠牲の最もはなはだしかった応召下士官、兵及びその遺族は、これから職業高級軍人のための恩給支払いの税金のみを負担せられて、自分たちは恩給がもらえないという、不届ききわまる結果となるのであります。(拍手)そして、これら、ろくに恩給をもらえないのであろう下級將校、下士官、兵の遺族は、実に百六十三万人、全体の九割八分二厘であり、大尉以上の高級將校は、わずかに三万人、全体の一分八厘。実に、新憲法下、不

合運きわまる話であります。(拍手)民自改正案には、これらのことについて何らの積極的な考慮が払われておりません。このゆゑに、阿社の修正案においては、将来を見通して、あとより限り国民的公平の原則に適合せしめるよう、この際は、大尉以上の高級將校については恩給の引き上げを一切することなく、民自案によるこの分の増額分を、あげて、大多数の下級軍人、ことに准士官、下士官、兵とその遺族の恩給引き上げに充てたのであります。附則別表第一より第五に至る修正がそれでありま。

第二の修正点は、終戦前後の混乱その他の事情のため所定の手続を怠つたために時効にかかり、傷病年金や増加恩給を受け得ない傷病者のために、もしこれらの人々が昭和三十一年九月三十一日までに手続をするならば、時効が完成しなかつたものと見なして恩給を支給できるようにする修正であります。第三の修正点は、恩給の實在職年の計算に関するものであつて、一昨年軍人恩給復活に当り、引き続く七年以上の實在職年のみを恩給年に計算することとしたので、日本社会党は、これこそ職業軍人へのみ普通恩給を給与せんとするものであると強く非難したのであります。が、今回の民自改正案において引き続く一年以上と緩和したものを、本修正案においては引き続く一カ

月以上としてさらに緩和し、恩給法の規定に従ひ、実際は一日でもすべての公務に従事した日を實在職年として合算できることとしたのであります。

第四の修正点は、未帰還公務員の普通恩給の若年停止の規定の排除についての修正であります。戦後外国より歸り来たる夫や父を待ちわびる未帰還公務員の留守家族には普通恩給を給せられることとなつておりますが、恩給法の若干停止の規定のために、実際には支給せられない方々がありますので、未帰還公務員家族の同情を考え、これが若年停止の規定を適用しないこととするものであります。

第五の修正点は、同じく未帰還公務員の普通恩給に関するものであります。未帰還公務員の死亡が確認された場合、軍人恩給復活前におきましては死亡の日にかのほつて公務扶助料を支給されていましたが、その後軍人については死亡の判明した日より扶助料を支給することになつておりますので、これが不合理を是正し、遺族の選択により扶助料を支給される日を死亡の日にかのほることができるようになる修正であります。

以上、修正のおもな点について御説明申し上げましたが、これに要する予算は約六億四千万であります。このほか、責任自殺、戦犯刑死者、平病死者等の公務死の範囲の拡大に関する民自改正案の趣旨については、阿派社会党も全く同意であることを念のため申し添えておきます。

新憲法の原則に従ひ、国民的公平の観点に立脚し、国家財政の将来をも十分考慮し、社会の進歩発展のための積極的な意図を貫きつつ立案された、衆議院の通つたわが阿派社会党の修正案に対し、今からでもおそくはない、民自阿党その他各位の御賛成を得、御可決下さるよう切望して、私の趣旨を明瞭に終ります。(拍手)

○議長(金谷秀武君) 討論の通告があります。順次これを許します。床次總二君。

○床次總二君 登壇

○床次總二君 私は、ただいま議題となつた恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対し、日本民主党を代表して賛成の意を、阿派社会党の修正案に対して反対の意を表明するものであります。

わが党は、さきに実施された旧軍人恩給の復活が、当時の財政上の理由により一般文官に比較しなほ相当の不均衡を残し、遺族、戦死者等の処遇につきなほ不十分な点があるのを是正し、遺憾をいたしまして、これが是正に對しまして、党の政策として掲げ、自來その実現に努力して参つたのであります。が、今回自由党との共同提案により、右趣旨に基く改正案を実現するの運びに至つたことは、国民とともにそ

の喜びを分かちたいと存するのであります

本改正案によれば、その対象におきまして、下士官を含めた兵がおよそ八五%を占めまして、事實上、いわゆる職業軍人に対するよりも、むしろ応召

ます。(拍手)しかも、六百二十四億円のも
年金、恩給のうち、八五％が遺家族への
公務扶助料、九％が傷痍者、六％が生
者に与えられるところの普通恩給とな
ておるのであります。すなわち、本改正

案の性格は、世間で考えられるようなものではなく、道家族を対象とし、その生活を確保せんとするものであることを十分に心に理解していただきたいとともに、愛する者を国にささげ、しかも敗戦の苦しみに生活に戦つてゐるところの八百

御支援をお願いしたいと思つてゐます。(拍手) 本案の審議に当りまして、社会党側派も、本案の骨子とするところにつきましては、大部分につきまして、その本質において賛成せられておるのでありまして、将来のわが国の財政状況を考慮いたしまする場合におきましては、軍人恩給の問題はこれをもつて懸案の大半を一応解決したと言ふも過言でないと思はれるのであります。(拍手) 願わくは、受給者を初め関係者におきまして、わが国の財政と國民負担の現状にかんがみ、本案

の企圖するところを十分に了解せられ、今後その生活の確保向上に一そう努められますとともに、進んでわが平和福祉国家の建設に積極的に寄与せられたいことを要望してやまぬ次第であります。

もちろん、われわれは、このような
恩給措置をもって社会保障の施策を不
必要とするものではないということとは
当然であります。現在の諸国家がこれ
を行っておりますように、現に存する

け、できるだけ措置を講じようとし、
たものであつて、今後社会保障的施策
を充実促進せしめることにつぎまして
は、つとにわが党の政策の示すところ
でありまして、これは社会福祉国家へ
移行しつつあるところの近代国家の当
然の道であるのであります。（拍手）

もとより、本案によりまして恩給問題の全部が解決せられたというわけではありません。特に、委員会におきまして附帯決議として示されましたところの、昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた公務員の恩給に關する不均衡是正の問題を初め、未帰還公務員の恩給に關する若年停止の問題、恩給受給権に關する戸籍法との調整の問題、通算、加算等、若干の問題も残されておるのでありますが、右にも残りましたは、具体的に十分検討を行ないますとともに、さらに財政上の問題もあるのでありまして、將來の研究点

として残したのであります。今後可及的早い機会におきましてその結論を得ることを期待しておる次第であります。

社会党より提出せられました修正事項は、先にもちよつと述べたのであります。

ますが、一は予算の問題でこれが未決
定でありますばかりでなく、しかも、
その趣旨の大半はすでに民自の提案中
に含まれておるのでありまして、残余
の点は、ただいま申し上げました将来
の研究問題とすべしとする点とはほぼ同

じような問題であるので、ここに賛成することはいたしがないのであります。

すなわち、この際、わが日本民主党は、両派社会党の修正案には反対であり、民自両党提出の原案に賛成いたします。

ことを明らかにする次第であります。

(拍手)

○議長(金谷秀次君) 受田新吉君。

〔受田新吉君登壇〕

○受田新吉君 私は、ただいま上程せられました恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案並びに兩派社会党を共同修正案に対しまして、両派社会党を代表して討論をいたしたいと存じます。

戦争犠牲者のうち、特に國家の至上命令によって、身の危険を顧みず公務に従事し、不幸死亡せられ、あるいは傷病の身となられた方々、もしくは終戦後長期にわたって異境の地に御苦労された方々に對しまして、國家として

責任ある保障の道を確立しなければならぬ」ということは、すでに国民の世論でもあり、また、各政党とも、党派をこえてこれが実現に協力し、阿社会堂においても、率先これが推進をはかったところであります。（拍手）政府は、

この世論の動向 各政党の主張等を根拠にして、去る五月下旬、恩給法、抑護法の改正案を提出せられたのであります。その原案たるや、まことに貧弱なる内容で、スズメの涙ほどの予算措置が講ぜられてあつたことは御承知

の通りであります。ここにおいて、民主、自由兩党は、八百萬道家族の聲に黙し得ず、また世論の圧力にも抗し得ず、独自の改正案を作成して、政府原案を撤回せしめるに至つた事情は、お察しするに余りがあるところであります。

ここに於いて、私たちは、民自の改正案に対し詳細なる検討を加えて参つたのであります。が、多年にわたつて要望せられました公務死の範囲拡大の点、受給資格拡大の点、もしくは責任自殺者や戦犯拘禁者に対する救済措置等においては、一段の優遇の道が講ぜられ、社会党の要望の一部が取り入れられてゐることに對しましては、深く敬意を払い、その御芳苦に對して感謝をささげるものであります。しかし、ここにおいて問題とするところとしては、少くとも平年度において百七十億円の手算増大となるこの改正案におい

て、公務扶助料や普通恩給の算定基礎となる仮定俸給の設立において著しい階級差が認められ、上に厚く下に薄い軍国時代の体系がそのまま残存されている結果を取ったことであります。

そもそも、軍人恩給は、従来とも、軍人が実際に支給される給与の額よりも一歩高いところに仮定俸給が設定せられ、それが基礎となつて恩給や扶助料が支給せられておつたのであります。ところが、林政後援たびかり給与改訂に準

い、文官においては常に実際の支給額を基礎に恩給のスライドが行われましたために、武官との間に、仮定俸給設定上に差等が生じて参つたのであります。今回、文官との均衡を保つための武官の引き上げという美名のもとに、実は、ことに高級軍人においては、同等

の給手を受けていた文官よりもさらに高額之恩給額を設定される現象が起つて参りました。すなわち、超党派的に附帯条件を付して、旧文官の不均衡是正の措置を講ぜざるを得なくなつたことも、その理由からであります。

文官との不均衡のみでなく、軍人相互間におきましても、一例を大将と兵長の普通恩給に徴しましても、大将は年間約八万円の増額に対し、兵長はわずか六千円であります。すなわち、民自案によれば、一人の大将は十三人の兵長分の増額であります。また、公務扶助料におきましても、大将は依然

として曹長以下の英霊の五倍以上の国費をいただいておりますのであります。傷病賜金におきましては兵と下士官との差別のごときも全然是正されております。私たちが、一人の元高級軍人がその恩給の引き上げ部分だけを遠慮していただくことによって、逆に下級の元軍人が十数名も救われ、あるいは、その家族においては、数名の高級軍人の家族の喜びを遠慮していただくことによって、その日の生活にも迫られるであらう数十名の下級軍人の家族の喜びをたらしめるといふ善政がしけることを忘れてはなりません。(拍手)これらの階級的差別観念を正しくして、職業軍人の多い高級将校の増額分を取りやめ、下士官以下を一律に准士官まで引き上げるといふことを基本とする同社共同の修正案は、平和愛好の民主主義国家として再建されつつあります祖国の現状においては、まさに最善の道ではありますまいか。(拍手)

同社修正案におきましては、英霊となられた兵におかれまして約百万人、准士官、下士官において約五十九万人、すなわち約百万人の方々の御遺族は、将校たる方々八万人の増額部分だけの御遺慮により、いずれもその階級差をなくして、約四万円の公務扶助料が一律に支給せられることになっておるのであります。私は、この仮定俸給表の施設部分につきまして、願わくば、党派をこえた相識により、下に

厚く上に薄く結論を出したいものと、同派社会党より民主自由同党に考慮を要望したことに対しては、民主自由同党におかれましては、厳格なる階級差をそのままに残すことを主張して一歩も譲られなかったため、やむなく同派社会党の修正案提出の運びとなったことを、関係者の一人として、はなはだ遺憾に存する次第であります。(拍手)

なお、修正案におきましては、傷病資金の二階級をなくしたり、傷病年金増加恩給の請求権を保護したり、一年未満の軍公務服役期間を在職年に合算したり、もしくは未滿還公務員に對し普通恩給の若年停止規定を除外したりする諸点につきまして、民自案になかったものを含めておるのであります。ことに、これらの修正点は、人道的、社会的意義のきわめて高いのかかわらず、予算措置におきましては、ほとんど問題とならない少額で済むものであります。その実施のきわめて容易なるものばかりであります。わけて、未滿還公務員の普通恩給の若年停止除外や、死亡の日に遡及して公務扶助料を支給するという修正点のごときは、超党派に、民自同党の方々を含む海外同胞引揚特別委員会から正式申し入れのあった事項であるのであります。結果的に見て、これら長期にわたる異国残存者の御苦勞に對してすら一片の考慮を払われなかったことは、人道尊

重の申しずれにありやと問責したいのであります。(拍手)

今や、日本国内の民心の動向も、國際的の傾向としても、民主主義尊重の観点からは、恩給のごとき特權的色彩の濃厚なものより脱却して、國民一人一人の基本的人權尊重の傾向が見られ、國民年金制への發展は自然の勢いと化しつつあるのであります。政府においても、最近、社会保障制度に關する真摯な研究態度が見受けられ、川崎厚生大臣も、軍人の公務扶助料は近き將來社会保障の性格のものへ転換せしむべきであると発言しているほどであります。しかるに、今回の民自同党案は、これらの社会的傾向の一切を無視し、社会の進運を考へず、旧軍國時代の姿そのままに恩給法体系を維持せしめようとの企圖は、自衛隊を擁護し、再軍備推進への一役を果そうとする下心も手伝つていふと言つて過言ではないと思つておられます。(拍手)

民自同党各位の良心に聞きたい点は、今回のこの圓期的改正において、この膨大な予算的措置において、何ゆゑにこれら人權尊重の一端すら考慮しなかったのでありますか。さらに、少数の高級軍人を守るために、その二十倍に及ぶ下級軍人をなぜおろそかにしたのであるかという点であります。

以上、要約いたしますに、基本的には、私たちは、遺族に對する國家保障の見地から、恩給法改正に對する態度に共鳴をし、同社共同修正案に全面的賛意を表するとともに、修正部分を除く民自原案に對しても賛成を惜しまないのでございます。ただ、修正部分を含む民自原案に對しては、遺憾ながら反對の意思を表明せざるを得ないのであります。

願わくは、旧軍人並びに戦死者遺族のうち、その大半を占める下級者の方々に對するあたたい心づかいから、民自同党の方々に對し、同社の共同修正案への御協力を御期待申し上げます。万一本院において御協力を得られない場合には、引き続き修正への努力をあくまで推進することを念願いたしまして、討論を終る次第であります。(拍手)

○議長(金谷秀次君) 福井順一君。
〔福井順一君登壇〕
福井順一君 ただいま上程になりました恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に對し、自由党を代表して賛意を表し、社会党の修正案に對し反對するとともに、本法案による旧軍人に対する恩給措置について、ささ所見を開陳せんとするものであります。(拍手)

未曾有の敗戦の慘害に陥つたわが國は、かのポツダム勅令第六十八号によつて、昭和二十二年二月一日、傷病者を除き全面的に旧軍人に關する恩給を停止して以來、一身を國家のために

昭和三十年七月八日 衆議院會議第三十九号 恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

点を、その最も難関とせられた予算的措置とともに一挙に解決し得たことの意義については、ごなたも十分にお認めになられるところと存するのであります。(拍手)

今、おもなる問題点についてこれを解明するとともに、本案に対する全国民の心からなる御支持を庶幾せんとする次第であります。

まず第一に、本案は、旧軍人の恩給復活とは申すものの、その内容にあって、下士官を含めた兵がおよそ八五%で、実質的に戦争による犠牲者大衆を対象とするものであること、さらに、旧軍人に關する各種恩給中、公務扶助料、すなわち戦没者遺家族に与えられるものが八五%、老齢軍人等生存者に与えられる普通恩給はわずかに六%にすぎず、この点こそ、本案がいかに戦後対策として特殊な性格和使命を有するものであるかを雄弁に物語るものであります。

しからば、このようないわゆる大衆性のある措置を何ゆゑ恩給措置によって講じようとしたかということが問題とせられるのであります。事実、社会党に所属する議員は、従来から社会保険的施策によつてこれを行ふべきであるとし、恩給法改正による措置の不可なるゆゑを強調せられるのであります。が、そもそも恩給制度は、國家の使用人である公務員に対し、その長年の勤務による老朽または傷病等経済

獲得能力の喪失に対し使用主たる國家の与ふる補償でありまして、その最も端的な事例は、一身をささげて國家の危急に當つた軍人及びその遺家族に対する補償がわが國恩給制度の源流であり、その後において文武官に対する統一せる恩給制度が確立されるに至つたことは、御承知の通りであります。従つて、いずれの國におきましても、公務員の恩給制度は、いわゆる近代的社会保障施策とは別個に存在しているところでありまして、文官恩給制度が厳存する現在、ひとり旧軍人の処遇のみを社会保障制でやるといふことは、はなはだ理解に苦しむところであります。

(拍手) すなわち、恩給法により処遇すべきものを社会保障に切りかへよといふことは、この兩者の性格をわきまにさざるの冒か、それとも、公務員の恩給権を奪はんとする者の暴言と冒言べきであります。(拍手) われわれは、これの非なることを宣するともに、斷固これを排さんとするものであります。

従来、戦争犠牲者の方々において、恩給法上の措置方を強調されてきたことの事實は、これを最も端的に証するものといふべく、今回の措置は全くこれらの人々の要望に沿つたものであります。(拍手) 公務扶助料が大部分を占むことのゆゑをもつてこれを社会保障的措置にゆだね、單に物質的処遇をもつて足れりとするがごときは、菲薄

の待遇に甘んじ、一身を犠牲にして國家に尽忠した人々やその遺家族の心情を理解せざるの冒か、公務員の士氣をそなうものであると言わざるを得ないのであります。(拍手)

社会党の修正案もまた恩給の建前をとつておられることは、実に愉快なことであります。(拍手) 本會議及び委員会においては、國民年金制度等、社会保障によつて本問題を解決することを強く要望されておりますが、本日は恩給制度に賛成せられてゐることは、御同慶にたえないところであります。

(拍手) しかし、社会党案は、予算的措置を無視せられ、現下の財政事情においてはとうてい実現不可能なものであると言わざるを得ないのであります。また、尉官以上を擁護置きとして、文官とはなはだしき不均衡を來たしていることは了解に苦しむところであります。戦争の責任は、ひとり旧軍人にのみ転嫁すべきではないのであります。しからば、何ゆゑ尉官以上を一般國民と比較して不当なる差別待遇をせんとするか、強く社会党の反省を求める次第であります。(拍手)

次に、以上述べましたほか、本案を支持する諸点について申し上げます。まず、旧軍人恩給の仮定給付については、文官恩給の水準たる一万二千円ベースに引き上げるとともに、四号條引き上げをなしたことであります。し

かも、号條引き上げについては、将官については二号條、佐官について三号條、尉官について四号條の引き上げという、上層下厚の社会政策的配慮をなしていることは、さらに本案の意義を深めるものだと言へるものであります。これにより、文武官の恩給の不均衡が是正せられ、長年にわたる問題を解決し得ましたことは、われわれの最も支持するところであります。

(拍手) さらに、従来財政的あるいは事務的困難のゆゑをもつて離脱されていた旧軍人の在職年の合算について、一年以上七年未満のものに在職年を認めることにより、いわゆる応召軍人に対する処遇の一大改善をなしたことは、本案の特に逸することのできない点であります。本問題と關係の深い加算問題についても、その調査費が与えられ、この問題に対する曙光の見えたこととともに、一段と本案を支持するところであります。(拍手)

さらに、果敢に長らく拘禁されてゐる戦犯者に対し、その拘禁期間を公務員としての在職年と見ることにより、中共、ソ連に抑留中の公務員と同等の処遇を講じたこと、公務死の範圍を拡大したことは、これまた國民の要望に応じたもので、國民諸君は十分にわれわれの誠意を理解せられることと信ずるものであります。(拍手)

最後に、財政措置について一言述べなければならぬ点は、本案実施に伴い國家財政に著しい影響を与えさるよう、その実施方法に万全の配慮を加えたことであります。世上、恩給費の増額を憂ふ意見もありますが、本改正後のいわゆる旧軍人恩給費年額は、昭和三十年度六百六十九億四、三十一年度は一時金の減少と失増により十一億増の六百八十億四、三十二年度は二十億増の七百二億四であります。財政的にもまことに適切な措置だと言へるのであります。(拍手)

ここに、われわれは、従来の公約を果すに當り、なお残された問題の解決については引き続き最善の努力をいたす決意であります。

以上申し上げたところにより、私は、自民共同、高橋等君外百十一名提出の恩給法改正法案に賛意を表し、兩派社会党の修正案に反対するものであります。

これをもちまして私の討論を終ります。(拍手) ○議長(金谷秀次君) これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。まず、本案に対する長谷川保君外九名提出の修正案につき採決いたします。長谷川保君外九名提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(金谷秀次君) 起立多数。よつて修正案は否決されました。

次に、本案につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(金谷秀次君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

開拓者資金融通特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

労働者災害補償保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

地方自治法第五十六条第六項の規定に基き、税関支署の設置に

関し承認を求めるの件

○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、開拓者資金融通特別会計法の一部を改正する法律案、労働者災害補償保険特別会計法の一部を改正する法律案、国有財産特別措置法の一部を改正する法律案、地方自治法第五十六条第六項の規定に基き、税関支署の設置に

関し承認を求めるの件、右四件を一括議題となし、この際委員長の

報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(金谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加されました。

開拓者資金融通特別会計法の一部を改正する法律案、労働者災害補償保険特別会計法の一部を改正する法律案、国有財産特別措置法の一部を改正する法律案、地方自治法第五十六条第六項の規定に基き、税関支署の設置に

関し承認を求めるの件、右四件を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員長松原喜之次君。

開拓者資金融通特別会計法の一部を改正する法律案

開拓者資金融通特別会計法の一部を改正する法律案

開拓者資金融通特別会計法(昭和二十二年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「一時借入金の利子」の下に「事務取扱費」を加える。

第三条第一項中「政府は、必要な額を限度として」を「必要があるときは」に改め、同条に次の一項を加える。

前項の規定による公債及び借入金金の限度額については、予算をも

つて、国会の議決を経なければならぬ。

第四条中「公債及び借入金の償還金」の下に「並びに貸付金」を加える。

第七条第一項及び第三項中「大蔵省預金部」を「資金運用部」に改め、同条に次の一項を加える。

第一項の規定による一時借入金又は繰替金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。

第八条中第二項を削り、同条第三項中「貸付金の償還金及び第一項の規定による繰入金を以て公債及び借入金の償還金を支弁するのに不足する金額」を削り、「一時借入金の利子」の下に「事務取扱費」を加え、「この合計額」を削る。

第九条を次のように改める。

第九条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

前項の予算には、次の書類を添附しなければならない。

一 歳入歳出予算計算書

二 前前年度の貸借対照表及び損益計算書

三 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

四 前年度及び当該年度の貸付計画及び償還予定表

五 前前年度末現在の第三条の公

債又は借入金の発行額又は借入額及び償還額表

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、昭和三十年十月一日から施行する。

2 改正後の開拓者資金融通特別会計法(第二条を除く。)の規定は、昭和三十年年度の予算から適用する。ただし、第九条第二項第二号の規定並びに同項第三号の規定中前年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書に係る部分は、昭和三十一年度の予算から適用する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

労働者災害補償保険特別会計法の一部を改正する法律案

労働者災害補償保険特別会計法の一部を改正する法律案

労働者災害補償保険特別会計法(昭和二十二年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「労働者災害補償保険事業を経営するため」を「労働者災害補償保険事業及びけい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法(以下特別保護法」という)による給付に關する政府の経理を明確にするため」に改める。

第三条中「保険料」の下に「一般会計からの受入金、特別保護法によ

る事業主負担金」を、「保険料の返還金」の下に「特別保護法による給付費及び事業主負担金の還付金」を加え、「事業取扱費」を「業務取扱費」に改める。

第四条第二項中「純保険料」の下に「並びに一般会計からの受入金及び特別保護法による事業主負担金中給付費に充てるべき部分」を、「保険料の返還金」の下に「並びに特別保護法による給付費及び事業主負担金の還付金」を加える。

附 則

1 この法律は、昭和三十年九月一日から施行する。

2 けい肺及び外傷性せき腫障害に關する特別保護法附則第二項の規定により政府が行うけい肺健康診断、機能検査又は結核検査に要する経費は、労働者災害補償保険特別会計法第三条の規定にかかわらず、この会計の歳出とする。

労働者災害補償保険特別会計法の一部を改正する法律案に対する修正案

労働者災害補償保険特別会計法の一部を改正する法律案に対する修正案

労働者災害補償保険特別会計法の一部を改正する法律案に対する修正案

労働者災害補償保険特別会計法の一部を改正する法律案に対する修正案

労働者災害補償保険特別会計法の一部を改正する法律案に対する修正案

労働者災害補償保険特別会計法の一部を改正する法律案に対する修正案

労働者災害補償保険特別会計法の一部を改正する法律案に対する修正案

附則第一項中「昭和三十年九月一日を公布の日」に改める。

昭和三十年七月八日 衆議院會議第三十九号 開拓資金融通特別会計法の一部を改正する法律案外三件

附則第二項中「附則第二項を(昭和三十年法律第 号)附則第三項」に改める。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第一号を次のように改める。

一 地方公共団体から國に対し特定の用途に供する目的で寄附された財産について、國が当該用途を廃止した場合において当該地方公共団体(当該地方公共団体に当該財産を寄附した地方公共団体及びこれらの地方公共団体の区域に変更があつた場合にその区域が新たに属した地方公共団体を含む)が公共の用又は直接その用に供するとき。

第九條第一項中「企業」を「中小企業」に改め、同條第四項中「前三項」を「前四項」に改め、同項を同條第五項とし、同條第三項を同條第四項とし、同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

第九條の二第二項を削り、同條を第九條の三とし、同條の次に次の二項を加える。

第九條の四 普通財産のうち土地又は建物その他の土地の定着物、國又は公共団体において公共用、公用又は國の企業若しくは公益事業の用に供するため必要があるときは、国有財産法第二十七條第一項の規定による場合の外、土地又は建物その他の土地の定着物と交換することができる。但し、交換に係る財産の価額の差額がその価額の多いものの四分の一をこえるときは、この限りでない。

第九條の五 国有財産法第二十七條第二項及び第三項の規定は、前二條の規定による交換について準用する。この場合において、同法第二十七條第三項中「第一項の規定により堅固な建物を」とあるのは、「国有財産特別措置法第九條の三又は第九條の四の規定により」と読み替へるものとする。

第九條の次に次の一項を加える。

第九條の二 旧軍用財産のうち機械及び器具は、左の各号の一に該当するもの及び國以外の者に使用させているものを除き、くず化するものとする。

一 國において直接その用に供する必要があるもの

二 特殊な機械(これに附随する機械及び器具を含む)又は集團をなす多数の機械及び器具であつて、土地、建物及び工作物等とともに一括して施設として利用することに適するもの

三 第九條第一項の交換に充てるもの

四 現に國內で製造されるものに照らし、性能の差異が小さいもの

2 前項の場合において、同項第二号から第四号までの一に該当するかどうかの判定が困難なときは、機械及び器具に関して学識経験を有する者の意見を徴するものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第九條第二項の改正規定中「三割」を「三割五分」に改める。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、税関支署の設置に關し、承認を求めるの件

機務院川崎出張所外七税関官署を別紙のとおり税関支署に改める必要があるもので、その設置について地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五十六條第六項の規定に基き、国会の承認を求める。

別紙
新設する税関の支署

税関	税関支署名	位置	管轄区域
神戶	尼崎	尼崎市	京都府のうち 京都市 宇治市 船井郡 北桑田郡 南桑田郡 久世郡 乙訓郡 綴喜郡 相楽郡
大阪	京都	京都市	滋賀県
大 阪	京都	京都市	山口県のうち 宇部市 山口市 小野田市 美禰市 吉敷郡 美禰郡 厚美郡
門 司	宇部	宇部市	山口県のうち 山口県のうち 下関市 萩市 長門市 豊浦郡 阿武郡 大津郡
油 津	下関	下関市	宮崎県のうち 日南市 都城市 小林市 串間市 西諸県郡 北諸県郡 南那珂郡
函 館	札幌	札幌市	北海道のうち 札幌市 岩見沢市 美瑛市 芦別市 夕張市 江別市 千歳郡 夕張郡 空知郡 札幌郡(手稲町を除く) 樺戸郡 石狩郡(石狩町を除く)

備考

廃止する税関の出張所

所轄税関	出張所	名	位	置
横濱税関川崎出張所	川崎市			
横濱税関千葉出張所	千葉市			
神戸税関尼崎出張所	尼崎市			
大阪税関京都出張所	京都市			
門司税関宇部出張所	宇部市			
門司税関下関出張所	下関市			
細島税関支那出張所	日南市			
小樽税関支那出張所	札幌市			

〔報告書は金融通特別会計法に附設〕

〔松原喜三君登壇〕

○松原喜三君登壇 たいま議題となり
ました三法律案外一件につきまして、
大蔵委員会における審議の経過並びに
結果を御報告いたします。

まず、開拓者資金通特別会計法の
一部を改正する法律案について申し上げ
ます。

この法律案は、従来、開拓者資金通
特別会計における貸付金の償還金は、
公債及び借入金金の償還の財源にのみ
これを充てることとなつていたのであり
ますが、今回この貸付金の償還金を、
新規の貸付金の財源にも充てることの
できるようにすること、従来一般
会計において支弁して参りましたこの
会計の事務取扱いは、この会計の他
の経費とともに貸付金の利子収入等

昭和三十年七月八日 衆議院會議第三十九号 開拓者資金通特別会計法の一部を改正する法律案外三件

まかなうことを原則とし、これに不足
があります場合には、それに相当する
金額を一般会計からこの会計に繰り入
れることができることとしたそうとす
るものであります。

本案につきましては、審議の結果、
本八日質疑を打ち切り、討論を省略し
て直ちに採決いたしましたところ、全
会一致をもって原案の通り可決いたし
ました。

次に、労働者災害補償保険特別会計
法の一部を改正する法律案について申
し上げます。

この法律案は、別途今国会に提出さ
れました、けい肺及び外傷性せき腫障
害に関する特別保護法による転換給
付、療養給付、休業給付等に関する経理
は、便宜現行の労働者災害補償保険特
別会計において行うこととしたします

ため、同特別会計法について所要の改
正を行おうとするものであります。その
この法律案につきましましては、その基
本法であるけい肺及び外傷性せき腫障
害に関する特別保護法が本院で修正
されたことに伴ひまして、各派共同の
修正案が提出されました。すなわち、
いわゆるけい肺法は、政府原案では本
年九月一日から施行することとして
おつたのでありますが、本院修正の結
果、同法施行前でも同法公布の日以後
はけい肺患者等に対する療養給付及び
休業給付を行うこととなりましたの
で、この法律案の施行期日につきまし
ても、「本年九月一日」とあるのを「公
布の日」と改めることとしたしたので
あります。

本案並びに修正案につきましては、
本八日質疑を打ち切り、討論を省略し
て直ちに採決いたしましたところ、い
ずれも全会一致をもって可決され、
よつて本案は修正議決いたしましたま
した。

次に、国有財産特別措置法の一部を
改正する法律案について申し上げます。

この法案は、まず第一に、地方公共
団体から国に寄付された財産につきま
して、国がその用途を廃止した場合に
おいて、その財産の譲与の範囲を拡張
いたしましたことであります。第二には、
従来中小企業者の老朽機械等と等価で
交換しておりました国有の機械等を、

中小企業者の設備改善による企業の合
理化を推進するため、時価からその三
割を減額した額で交換できることとし
たのであります。第三には、旧軍用財
産の機械等につきましまして、中小企業
との交換機械、またはいわゆる一括転
用施設の利用に供する機械等を除き、す
べてこれをくす化することとしたので
あります。第四には、普通財産の交換
の特例を設け、土地または建物その他
の土地の定着物相互においても交換で
きることにいたしましたのであります。

以上が本案の内容の概略であります
が、本案につきましては、社会党の春
日一幸委員外三十九名より修正案が提
出されました。修正案の内容は、旧軍
用財産の機械等は、戦後十年を経過し
ていよいよ陳腐化し、老朽化し、かつ
相当の管理費もかかる現状にあるの
で、これを処分を一そう促進するため
に、時価から三割の減額を三割五分の
減額交換に修正しようとするものであ
ります。本修正案による昭和三十年度
の減収見込額は約四千万円となります
ので、国会法第五十七条三の規定によ
りまして政府側の意見を求めましたこ
ころ、やむを得ない旨の意見開陳があ
りました。

大蔵委員会においては、慎重審議の
後、本日質疑を終了し討論に入りました
ところ、横山利秋委員より附帯決議
が提出されました。附帯決議の内容は
次の通りであります。

国有財産特別措置法の一部を改
正する法律案に対する附帯決議
国有の機械及び器具の保管状態並び
に中小企業設備改善の必要等にかん
がみ、政府は、本法の実施に當つて
は、次の諸点を充分考慮すべきであ
る。

一、各種機械及び器具の時価の評価
に當つては、学識経験者、中小企
業者等の意見を徴すること。
二、交換の対象となる国有の機械及
び器具は、すみやかにこれを中小
企業者に公表、閲覧せしめる外、
交換の実施に當つては、中小企業
者の立場を充分考慮し、かり
そめにも法令通達等が不当に中小
企業者に不利に適用されることの
ないよう留意すること。

三、本法に関する現行政令等の改正
に當つては、特に実状にそつよう
評価方法を改正し、また交換する
機械分類に幅をもたせる等格段の
配慮をすること。

以上の修正案及び修正部分を除く原
案並びに附帯決議についてそれぞれ採
決いたしましたところ、いずれも起立
議員をもって可決され、よつて本案は
修正議決いたしました。

最後に、地方自治法第百五十六條第
六項の規定に基き、税関支署の設置に
関し承認を求めるの件について申し上
げます。
本案の趣旨は、最近における外国貿
易の趨勢に伴ひ税関業務の増加に対応

昭和三十年七月八日 衆議院會議第三十九号 議長の報告

し、税関行政の円滑な遂行をはかるため、現在の税関出張所及び税関支署出張所の中から横濱税関川崎出張所外七出張所を税関支署に改めようというのであります。すなわち、従来税関支署及び税関の出張所において処理すべき事務のうち、税関長の権限とされておるものにつきましては、昭和二十九年四月の関税法の全面的改正の際に、その権限の一部を税関支署長に対して法的に委任することができるといいたしましたので、今回以上の重要と考えられる八出張所を支署に昇格させ、これらに支署としての独立性を付与いたしまして、現地税関行政事務の簡略化及び迅速化をはからうというのであります。

本案に關しましては、六月三十日政府委員より提案理由の説明を聴取し、審議の結果、本日質疑を打ち切り、直ちに討論を省略して採決に入りましたところ、全会一致をもって承認をすべきものと議決いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)
○議長(金谷秀次郎) これより採決に入ります。
まず、開拓資金金融通特別会計法の一部を改正する法律案、労働者災害補償保険特別会計法の一部を改正する法律案及び国有財産特別措置法の一部を改正する法律案の三案を一括して採決いたします。三案中、開拓資金金融通特別会計法の一部を改正する法律案の

委員長の報告は可決でありまして、その他の同案の委員長の報告は修正であります。三案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○議長(金谷秀次郎) 御異議なしと認めます。よって三案とも委員長の報告の通り決しました。

次に、地方自治法第五十六条第六項の規定に基き、税関支署の設置に關し承認を求めるの件につき採決いたします。本件は委員長の報告の通り承認するに御異議ありませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○議長(金谷秀次郎) 御異議なしと認めます。よって本件は委員長の報告の通り承認するに決しました。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時三十四分散会

出席國務大臣 川崎 秀二君
厚生大臣 大久保留太郎君
國務大臣 三橋 則雄君
出席政府委員 總理府恩給局長 藤枝 泉介君
大藏政府次官 藤枝 泉介君

昭和三十年七月八日 衆議院會議第三十九号 議長の報告

定価 一冊 十五円
發行所 東京市神田區本町一丁目一五番地 大藏省印刷局
電話 九百九十二番

五〇八

内閣委員
長井 源君 長谷川 保君
法務委員 生田 安一君 小澤佐重喜君
細田 綱吉君
外務委員 夏堀源三郎君 今村 等君
戸叶 里子君
大藏委員 中山 榮一君 小川 豊明君
八木 昇君

文教委員 高村 坂彦君 久野 忠治君
社会労働委員 岡本 隆一君 多賀谷辰雄君
渡邊 徳藏君 八木 昇君
小川 豊明君
農林水産委員 山口長治郎君 中馬 辰雄君
山本 幸一君
商工委員 櫻井 幸夫君 八木 昇君
岡本 隆一君 井手 以誠君
逓信委員 安平 鹿一君 松本 七郎君
建設委員 戸塚九一郎君 渋谷 悠藏君
決算委員 戸塚九一郎君 高村 坂彦君 渡邊 徳藏君
法務委員 島山 鶴吉君 田口長治郎君
戸叶 里子君

外務委員 中山 榮一君 松本 七郎君
細田 綱吉君
大藏委員 夏堀源三郎君 八木 昇君
小川 豊明君
文教委員 長井 源君 小澤佐重喜君
社会労働委員 八木 昇君 櫻井 幸夫君
長谷川 保君 小川 豊明君
岡本 隆一君
農林水産委員 久野 忠治君 戸塚九一郎君
渋谷 悠藏君
商工委員 多賀谷辰雄君 岡本 隆一君
八木 昇君
逓信委員 安平 鹿一君
建設委員 井手 以誠君 今村 等君
決算委員 中馬 辰雄君 片島 港君
市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案(大矢倉三君外四名提出)

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対する修正案(長谷川保君外九名提出)
一、昨七日予備審査のため衆議院から送付された次の議案を受領した。
女子教育職員の前雇後の休暇中に於ける学校教育の正常な実施の確保に關する法律案

一、昨七日衆議院に付託された議案は次の通りである。
国土開発経費自動車運送建設法案(阿左美廣治君外四百二十九名提出)
一、昨七日衆議院に送付した内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
麻薬取締法の一部を改正する法律案
一、昨七日議員から次の議案を提出する旨の申出があつた。
市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案(大矢倉三君外四名提出)

一、昨七日衆議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
積雪寒冷地帯振興臨時措置法のの一部を改正する法律案
一、昨七日予備審査のため次の本院議員提出案を衆議院に送付した。
国土開発経費自動車運送建設法案(阿左美廣治君外四百二十九名提出)
一、昨七日衆議院に送付した内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
麻薬取締法の一部を改正する法律案
一、昨七日議員から次の議案を提出する旨の申出があつた。
市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案(大矢倉三君外四名提出)

一、昨七日衆議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
積雪寒冷地帯振興臨時措置法のの一部を改正する法律案
一、昨七日予備審査のため次の本院議員提出案を衆議院に送付した。
国土開発経費自動車運送建設法案(阿左美廣治君外四百二十九名提出)
一、昨七日衆議院に送付した内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
麻薬取締法の一部を改正する法律案
一、昨七日議員から次の議案を提出する旨の申出があつた。
市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案(大矢倉三君外四名提出)

一、昨七日衆議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
積雪寒冷地帯振興臨時措置法のの一部を改正する法律案
一、昨七日予備審査のため次の本院議員提出案を衆議院に送付した。
国土開発経費自動車運送建設法案(阿左美廣治君外四百二十九名提出)
一、昨七日衆議院に送付した内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
麻薬取締法の一部を改正する法律案
一、昨七日議員から次の議案を提出する旨の申出があつた。
市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案(大矢倉三君外四名提出)